

令和5年 4月17日

宜野座高校保護者各位

県立宜野座高等学校
校長 木崎 智久
(公印省略)

欠席の取り扱いについて (お知らせ)

平素より本校における教育活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症の社会情勢では、マスク着用の見直しや季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げる方針です。本校と致しましても、マスク着用は各自の判断で自由にできる他、学校行事等もコロナ禍前の高校生らしい青春あふれるよう実施していきたいと考えております。

さて、今年度新学期からの欠席につきまして、県教育委員会より、県立学校における地域の感染レベル別の感染症対策に鑑みて、以下のように取り扱うことといたしておりますのでご確認ください。

また、今後につきましても、新型コロナウイルス感染症対策にて県教育委員会より欠席の取り扱いが変わる可能性があることも併せてご理解いただきますようお願いいたします。

記

【出席停止】(令和5年3月8日付け教保第1818号)

- ①感染が判明したもの
- ②感染者の濃厚接触者
- ③感染が疑われる者
 - ・症状があり検査を受けている者(濃厚接触者以外)
 - ・感染者と接触があり学校長が出席停止を指示した者
- ④発熱等の風邪症状が見られる者(新型コロナワクチン接種の副反応の可能性も含む)
→ただし、症状がなくなれば、原則、登校は可能。

※④の症状が新型コロナウイルス感染症ではなく別の疾患によることが判明した場合は病欠とする。

※検査等で新型コロナ感染が判明した場合は出席停止となりますが、そうでない場合は病欠になります。学校は3分の1以上欠席してしまうと進級(卒業)できなくなってしまうので、お休みが多くなってしまっていた生徒は体調管理に十分気をつけてください。